

札幌市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

令和 8 年（2026 年）9 月 24 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（経営の基本） 第 2 条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1）一般病床 <u>626</u>床 （2）・（3）（略）	（経営の基本） 第 2 条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1）一般病床 <u>582</u>床 （2）・（3）（略）

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 6 日から施行する。

（理 由）

市立札幌病院の病床数を削減するため、本案を提出する。